

宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成24年10月30日

宮城県監査委員 安藤 俊威
宮城県監査委員 菅間 進
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工藤 鏡子
記

1 監査委員の報告日

平成24年8月21日

2 通知のあった日

平成24年10月5日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙台三桜高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る使用料等において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電柱敷地等

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、11月になってから4月に遡って調定したもの

- ・件数 6件
- ・調定金額 36,580円

使用料及び光熱水費

平成23年5月7日から9月10日までの期間に、外部模擬試験会場として学校の使用を許可したが、施設使用料及び光熱水費を10月になってから遡って調定したもの

- ・件数 26件
- ・調定金額 68,747円

ロ 措置の内容

財務規則等の関係諸規定を遵守し、事務処理することを徹底するとともに、複数の職員で確認するための処理確認表を作成の上、教育財産の使用許可後は速やかに歳入担当者が調定する事務の流れを整えるなど体制を強化し、事務処理が遅延することのないよう対応していくこととした。

(2) 石巻好文館高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る使用料等において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電柱敷地等

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年3月に調定したもの

- ・件数 2件
- ・調定金額 23,500円

光熱水費

売店等に係る平成23年5月から11月分の光熱水費を翌年3月にまとめて調定したもの

- ・件数 18件
- ・調定金額 40,456円

□ 措置の内容

各担当の業務執行状況の把握が適切に行われなかったことが原因と考え、担当者ごとに業務の作業予定表を作成し、常に事務職員全員で業務の進捗状況を把握できるようにし、遅延防止を図ることとした。